

**【都市・地域再生等利用区域の指定】**

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、大阪府における「河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例に関する取扱いについて」に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

**1 都市・地域再生等利用区域**

**(1) 指定範囲**

一級河川 旧淀川（大川・堂島川）及び土佐堀川の河川区域内で、下記 4 の図に示す区域。（中之島東部）

**(2) 中之島東部の位置づけ**

中之島東部は、明治 24（1891）年に大阪市ではじめての都市公園「中之島公園」が誕生し、大川・堂島川・土佐堀川に囲まれた水の都大阪のシンボルとして、また市民をはじめ多くの人に、都心の憩いの場やレクリエーション活動の場として親しまれてきた。中之島公園は平成 21 年度の水都大阪 2009 を契機に再整備され、都心に位置しながら、公園全体が水辺と緑を感じられる開放的な空間となった。特に、大阪市中心公会堂や東洋陶磁美術館など歴史的な施設とも景観が調和するように新しく整備された中之島水上劇場や公園・川の両方からも楽しめるバラ園、広大で気持ちのよい芝生広場、公園の新しいシンボルとなる剣先の噴水といった基盤整備に加え、景観を楽しみながら飲食のできるサービス施設とレストランが平成 22 年 6 月から営業を開始した。こうした経緯を踏まえ、中之島東部は今後とも水都大阪を代表するエリアとして期待される地域である。

**(3) 指定年月日**

平成 24 年 3 月 26 日

**2 都市・地域再生等占有方針**

**都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けられることができる施設**

占有施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、遊歩道、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設、その他都市及び地域再生等のために利用する施設とする。

### 3 都市・地域再生等利用区域の許可方針及び占用主体

当該区域については、上記中之島東部の位置づけを踏まえた利活用を行うものとし、占用主体については、準則第二十二第4項第1号に掲げる者とする。

### 4 区域の範囲

当該区域の範囲については、旧淀川（堂島川）左岸の鉾流橋から旧淀川（大川）の天神橋上流80m（中之島剣先）を經由し土佐堀川右岸の淀屋橋までとする。

【中之島東部エリア】

